

入間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1. 改正の概要

「出産育児一時金」に関する支給額の改正を行うもの。

- ・ 出産育児一時金 及び 加算額の改正。
- ・ 施行日は、令和4年1月1日とする。
- ・ 令和3年12月議会に上程予定。

2. 改正の事由

「健康保険法施行令」の一部改正（令和4年1月1日施行）

- ・ 産科医療補償制度の掛金が見直しにより、16,000円から12,000円へ引下げられた。これに伴い、同掛金相当分である加算額を同様に引き下げる。

※加算額＝産科医療補償制度の掛金の額

産科医療補償制度とは、通常妊娠・分娩にもかかわらず重度脳性麻痺になった児童と家族に1件当たり3,000万円を補償する制度

- ・ 社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和2年12月23日）において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額は、420,000円を維持すべきとされていることから、その範囲内で改定する。

支給項目	改正前	改正後	差 額
出産育児一時金	404,000円	408,000円	+4,000円
加 算 額	16,000円	12,000円	-4,000円
合 計	420,000円	420,000円	± 0円

3. 改正の内容

入間市国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現 行
第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>408,000円</u> を支給する。この場合において、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、これに <u>12,000円</u> を加算するものとする。	第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>404,000円</u> を支給する。この場合において、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、これに <u>16,000円</u> を加算するものとする。